

役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和7年5月12日(月)	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和7年5月16日(金)	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和7年5月20日(火)	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和7年5月22日(木)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和7年5月30日(金)	電子メールによる通知
6	企画提案書の受付開始	令和7年6月2日(月)	持参又は郵送による提出
7	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和7年6月9日(月)	電子メールのみ受付
8	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和7年6月17日(火)	富士市ウェブサイトへの掲載
9	企画提案書等提出期限	令和7年6月24日(火)	持参又は郵送による提出
10	プロポーザル参加辞退届の提出期限		
11	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月2日(水)	
12	優先交渉権者の特定等結果通知	令和7年7月上旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
13	契約	令和7年7月下旬	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年5月12日(月)から同年5月16日(金)まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 参加表明に関する質問書(様式-1)に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス: fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号: 0545-55-2840(直通)
- (3) 質問回答日 令和7年5月20日(火)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年5月12日(月)から同年5月22日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市役所福祉部福祉総務課(市庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	法人等概要書	様式-3	9部
3	「法人等・担当者」の同種又は類似業務実績表	様式-4	9部
4	業務実施体制	様式-5	9部
5	予定管理責任者等の経歴書	様式-6(1)	9部
6	予定担当者等の経歴書	様式-6(2)	9部
7	担当者が保有している資格証等の写し	任意様式	9部

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、法人等概要書、「法人等・担当者」の同種又は類似事業実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和7年5月30日(金)に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

ただし、プロポーザル参加表明者が6者以上いる場合は、本要領14の「評価項目及び評価基準」に定める、(1)「法人評価、配置予定者の技術力等」に対する評価項目及び評価基準に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位5者を選定する。

また、5者以下の場合は、提案者全てを一次審査による選定者とし、本要領14の「評価項目及び評価基準」及び本要領15に定める「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面(任意書式)にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年6月2日(月)から同年6月24日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市役所福祉部福祉総務課(市庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 様式7を表紙とし、以下の内容を企画提案書としてA4片面20枚(両面で10枚でも可)程度にまとめ、正本1部と副本9部を提出するものとする。表紙以外の書式は問わない。ただし、表紙と⑥見積書及び内訳書は枚数に含まないものとする。

- ① 企画提案書(内容)
- ② 業務工程計画(実施スケジュール)
- ③ 業務の実施方針
- ④ 業務の実施手法
- ⑤ 地域福祉計画で目指すべき地域の姿と具体的な施策案
- ⑥ 見積書及び内訳書

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 企画提案書に記載した配置予定の管理責任者及び予定担当者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。
- エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- キ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ク 企画提案書の①「業務実施体制」から⑤地域福祉計画で目指すべき地域の姿と具体的な施策案までについては、下段余白中央にページ番号を付すこと。

11 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に関する質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和7年6月2日（月）から同年6月9日（月）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書（様式-8）」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス：fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号：0545-55-2840（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年6月17日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式-9）」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月24日（火）午後3時
- (2) 提出先 富士市役所福祉部福祉総務課（市庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和7年7月2日（月）時間詳細等は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所消防防災庁舎3階研修室
- (3) 出席者 出席者は、3人以内とする。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり30分以内とする。（提案者からの説明20分、質疑応答10分）
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用すること。
 - イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - ウ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン及びプロジェクター等）が必要な場合は、原則企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、本市で用意する。
 - エ 必要機器のセッティング等が説明開始時間までに終わらない場合は、提案者からの説明（20分）に含めるものとする。
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点 400 点）は、次のとおりとする。また、「参加表明者」及び「企画提案書」に対する評価項目は、以下の基準で評価する。

評価	評価点	採点基準
5	配点×1.00	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	配点×0.75	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	配点×0.50	普通（趣旨に合致している）
2	配点×0.25	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	配点×0.00	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない・記載なし）

(1) 「参加表明者」に対する評価項目及び評価基準（提出書類による一次審査）（100 点）

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点
法人評価	履行保証力	会社更生法、指名停止等の適用事例はあるか。	5
	法人の履行実績	過去の同種・類似の業務実績から、適切に業務を遂行する能力が見込まれるか。 （調査業務のみはカウントしない。）	20
	業務実施体制	業務遂行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっているか。	15
配置予定者の技術力等	管理責任者の専門技術力	過去 5 年間に担当者又は管理責任者として完了した同種又は類似業務実績	20
	担当者の専門技術力	過去 5 年間に担当者又は管理責任者として完了した同種又は類似業務実績	10
		過去 5 年間に担当者又は管理責任者として完了した県内市町での同種又は類似業務実績	10
	遂行力	管理責任者及び担当者の契約中の手持ち業務件数	20

(2) 「企画提案書」に対する評価項目及び評価基準

(提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査) (300点)

評価対象	評価項目	評価の着眼点 (評価基準)	配点
企画提案書	業務工程計画	業務に関する作業手順を示す実施フローが具体的かつ妥当であるか。	30
		詳細な工程計画が提示され、妥当性及び業務遂行の実現性が確保されているか。	30
	業務内容の理解度	①法・制度の理解 現在の国や県の方針を踏まえ、法的根拠等を基に的確に把握しているか。また、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業の役割や意義についての正しい認識があるか。	30
		②社会動向の理解 社会動向や他の自治体の先進的な取組を踏まえた提案となっているか。	30
		③市の理解 本市の福祉政策の現状や特性を踏まえ、現行の地域福祉計画における取組・課題を踏まえた現実的かつ将来性のある提案となっているか。	30
	業務内容の的確性	本市の課題やその課題に関するデータの調査・分析が的確で、計画策定の基礎となる資料として優れた提案がなされているか。	30
	会議支援	各種会議 (策定委員会、庁内ワーキンググループ) の運営補助体制や提案内容は適切か。	30
	提案の独自性	地域共生を意識し、市民の参画を促す仕組みや提案はあるか。	20
仕様書の業務内容をさらに充実させるような積極的な提案、アイデアはあるか。		30	
プレゼンテーション能力	明瞭でわかりやすいプレゼンテーションが評価できるか。	10	
見積り金額	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×30点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	30	

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 14 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点 (一次審査と二次審査の合計点) が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領 5 に定める「参加資格」及び本要領 10「企画提案書等の提出」に定める内容を満たさな

い企画提案書は失格とする。

エ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

オ 審査委員会が適切な提案がないと判断した場合には、優先交渉権者を特定せず、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和7年7月上旬以降に電子メールにて送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和7年7月中旬に富士市ウェブサイトで公表する。

URL <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2o1a000000e1uf.html>

ウ 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールにて送付した日の翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。ただし、評価の内容については、自己の合計点及び順位のみ回答する。なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立てには応じない。

16 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和7年下旬（予定）

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- (ア) 本要領 2(4)「契約限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合
 - (イ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
- (ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
 - (イ) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合（予定担当者等が欠席した場合も含む。）。ただし、交通機関等の事故その他真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡したときを除く。
 - (ウ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
 - (エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
 - (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
 - (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
 - (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所
様式－１	参加表明に関する質問書	要領 7
様式－２	プロポーザル参加表明書	要領 8
様式－３	法人等概要書	要領 8
様式－４	「法人等・担当者」の同種又は類似業務実績表	要領 8
様式－５	業務実施体制	要領 8
様式－６（１）	予定管理責任者等の経歴書	要領 8
様式－６（２）	予定担当者等の経歴書	要領 8
様式－７	企画提案書	要領 10
様式－８	企画提案書等提出に関する質問書	要領 11
様式－９	プロポーザル参加辞退届	要領 12
任意様式	担当者が保有している資格証等の写し	要領 8
任意様式	企画提案書（内容）	要領 10
任意様式	業務工程計画（実施スケジュール）	要領 10
任意様式	業務の実施方針	要領 10
任意様式	業務の実施手法	要領 10
任意様式	地域福祉計画で目指すべき地域の姿と具体的な施策案	要領 10
任意様式	見積書及び内訳書	要領 10